

第141回国会概観

第141回国会（臨時会）は9月29日に召集され、12月12日、75日間の会期を終えて閉幕した。

開会式は召集日の午後1時から、参議院議場で行われた。

開会式に引き続き、両院本会議において橋本龍太郎内閣総理大臣の所信表明演説が行われた。これに対する代表質問は10月1日から3日にかけて行われた。

今国会は第2次橋本改造内閣発足後初の臨時会であり、佐藤孝行前総務庁長官の入閣問題をめぐる橋本総理の政治責任、泉井純一泉井石油商会代表の証人喚問問題等をめぐり、当初は政治倫理に関する問題が中心となっていた。しかし、会期の中盤、北海道拓殖銀行及び山一證券等相次ぐ金融機関の破綻が発生し、金融システムの不安感が国内外で広がり、金融システムの安定化、預金者保護対策、公的資金投入の是非等が大きな問題となり、両院において論議が交わされた。

また、新たな「日米防衛協力のための指針」の策定等について両院の本会議において報告を聴取し、質疑が行われた。

法律案は、財政構造改革推進法案、介護保険法案、預金保険法改正案、投票時間を2時間延長すること等を内容とする公職選挙法改正案、参議院提出の国会法改正案及び衆議院提出の国会法等改正案等が成立した。

また、衆議院では、12月5日の大蔵委員会における預金保険法改正案の採決をめぐり、同10日、新進党、民主党、太陽党の3会派が亀井善之議院運営委員長及び村上誠一郎大蔵委員長の解任決議案を共同提出し、同日の本会議において、両決議案は、それぞれ記名投票をもって採決の結果、賛成少数で否決された。翌11日、内閣不信任決議案が新進党から提出され、本会議で記名投票をもって採決の結果、賛成少数で否決された。

参議院においては、会期終了日の12日、預金保険法改正案の趣旨説明聴取及び質疑を行う本会議を開会したこと等について議長に対する不信任決議案が平成会から提出され、同日の本会議で、同決議案は記名投票をもって採決の結果、賛成少数で否決された。

また、参議院50周年記念行事の一環として、7月29日、30日に「子ども国会」、10月3日、4日に「女性国会」がそれぞれ開かれた。さらに、12月10日には、参議院50年の歴史を紹介する出版物「参議院50年のあゆみ」が刊行された。

【議院の構成等】

召集日当日、参議院本会議においては科学技術特別委員会等7特別委員会が

設置された。

同日、衆議院本会議で、財政構造改革の推進等に関する特別委員会等8特別委員会が設置されるとともに、議院運営委員長等18常任委員長の辞任を許可し、議長はすでに欠員となっている大蔵及び厚生の2常任委員長を含む20常任委員長を指名した。

両院本会議において会期を75日間と決定した。

【橋本総理大臣の所信表明演説】

召集日当日、両院本会議において橋本総理が所信表明演説を行った。

所信表明演説の概要は次のとおりである。

今般の内閣改造における総務庁長官人事に関し、深く反省し、おわびするとともに、今後、国民の声に十分耳を傾け、6つの改革、とりわけ行政改革を全力でなし遂げる。

沖縄をめぐる課題は、引き続き内閣の最重要課題であり、普天間飛行場の移設問題など米軍の施設・区域の整理、統合、縮小に政府を挙げて取り組む。

内外の情勢変化や危機に対して弾力的に対応できる行政をつくり上げるためにには内閣の機能の強化と中央省庁の再編が不可欠であり、今後、行政改革会議の中間報告を骨格として11月末までに成案を取りまとめる。

財政構造改革推進法案及び介護保険法案について、今国会における成立に御協力をお願いする。

景気の現状については、緩やかに回復しているものの、従来のような力強さを感じることができないのは構造的な問題のあらわれではないかと考えている。

法人課税については、経済構造改革を進める観点から、課税ベースを適正化しながら税率を引き下げる方向で検討を行い、平成10年度税制改正において結論を得ることとする。

新たな「日米防衛協力のための指針」の策定については、近隣諸国の理解を得るよう努力するとともに、新たな指針の実効性を確保する作業を急ぎ、法的側面を含めて検討の上必要な措置を講じる。

11月のエリツィン・ロシア大統領との日ロ首脳会談においては、信頼、相互利益、長期的な視点という3つの原則に沿って新たな日ロ関係の展望を開く基礎としたいと考えている。

12月に京都で開催される「気候変動枠組み条約第3回締約国会議」において、地球温暖化防止に意味があり、公平で実現可能性のある目標が合意されるよう、最大限努力する。

所信表明演説に対して、10月1日、2日の衆議院本会議において、2日、3日の参議院本会議においてそれぞれ代表質問が行われた。

その質疑の主なものは、政治姿勢、政治倫理、6大改革への取り組み、日米防衛協力のための指針、日朝関係、普天間飛行場の代替ヘリポート、行政改革会議の中間報告、財政構造改革、金融システム改革、金融機関の不祥事、経済・景気対策、介護保険法案、医療保険制度、年金制度、米政策、地球温暖化防止京都会議、阪神・淡路大震災の被災者に対する支援策等についてであった。

(詳細は、Ⅲの2「国務大臣の演説・演説の概要及び報告」を参照されたい。)

【財政構造改革推進法案の審議】

財政構造改革推進法案は、橋本内閣が最重要課題として掲げている6つの改革の1つである財政構造改革を推進しようとするものであり、財政構造改革に関する国の責任を定めるほか、平成15年度までに国と地方公共団体の財政赤字の対国内総生産（GDP）比を3%以下とするとともに、国の一般会計について特例公債からの脱却等を当面の目標としている。また、各歳出分野における改革の基本方針、平成10年度から12年度までの集中改革期間における主要経費に係る量的縮減目標及び政府が講すべき制度改革等のほか、地方財政の健全化に関する事項を定めている。

10月17日、衆議院本会議において趣旨説明聴取、質疑が行われ、財政構造改革の推進等に関する特別委員会で20日から質疑が始まり、11月5日、同特別委員会で賛成多数で可決され、6日の本会議で記名投票をもって採決の結果、賛成266票、反対209票にて可決された。

参議院においては、7日の本会議で趣旨説明聴取、質疑が行われ、10日から行財政改革・税制等に関する特別委員会において質疑が始まり、橋本総理を始め全閣僚の出席を求めて総括質疑が行われ、さらに関係大臣に対する一般質疑が行われるとともに、参考人からの意見聴取も行われ、21日質疑を終局し、討論の後、賛成多数をもって可決され、28日の本会議において記名投票をもって採決の結果、賛成136票、反対100票にて可決、成立した。

法案審議のさなか、景気後退の深刻化及び金融機関の破綻が起り、財政重建と景気対策や金融機関破綻処理をめぐり、求められている公的資金投入を含む財政出動と矛盾はないか、その整合性をどう図るか等の諸問題について論議が行われた。

【介護保険法案の審議】

介護保険法案は、平成12年度から40歳以上の国民を対象に保険料を徴収し、寝たきりや痴呆状態の高齢者等に対する介護サービスを提供する介護保険制度を創設しようとするものであり、第139回国会に提出され、同国会では衆議院で継続審査となり、第140回国会で衆議院において修正議決され、参議院に送

付されたが、同国会では継続審査となっていた。

本法案は介護保険法施行法案及び医療法改正案とともに、3案一括して審査された。

10月21日、参議院厚生委員会において、参考人からの意見聴取が行われ、23日からは小泉純一郎厚生大臣に対する質疑が始まり、この間、いわゆる地方公聴会が11月11日、高知県及び山梨県、20日、愛知県及び大分県において開催され、また27日、公聴会が開催され、8人の公述人からの意見聴取を行った。12月2日、橋本総理に対する質疑が行われ、質疑終局後、自由民主党、民主党・新緑風会、社会民主党・護憲連合及び太陽の共同提出に係る修正案が提出され、討論の後、採決の結果、賛成多数をもって修正議決された。

翌3日の本会議において記名投票をもって、採決の結果、賛成162票、反対77票にて委員長報告のとおり修正議決され、衆議院に送付された。

なお、本会議において介護サービスの基盤整備の推進等に関する決議案が可決された。

参議院修正の内容は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう国が講ずべき必要な各般の措置として、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策を明記したことであった。

同5日、衆議院厚生委員会において、質疑が行われた後、採決の結果、賛成多数をもって可決された。9日、本会議において、新進党、民主党、太陽党の3会派が欠席のまま、採決の結果、賛成多数をもって可決され、成立した。

【預金保険法改正案の審議】

預金保険法改正案は、破綻金融機関に係る合併等に対し預金保険機構が適時適切な資金援助を行えるよう、その資金援助の対象となる救済方法の範囲を拡大しようとするものである。

11月13日、衆議院本会議で預金保険法改正案は農水産業協同組合貯金保険法改正案とともに趣旨説明聴取、質疑が行われた。12月2日、大蔵委員会において、預金保険法改正案の提案理由説明を聴取し、質疑は5日まで行われた。同日、質疑終局後、新進党、民主党、太陽党の3会派が欠席のまま、賛成多数をもって可決された。9日、本会議において、新進党、民主党、太陽党の3会派が欠席のまま、賛成多数をもって可決、参議院に送付された。

参議院においては、10日、本会議で趣旨説明聴取、質疑が行われた。同日、大蔵委員会において趣旨説明聴取が行われた。11日、参考人からの意見聴取を行うとともに、三塚博大蔵大臣に対する質疑が行われた。12日、橋本総理に対して質疑を行い、賛成多数をもって可決された。本法律案は、同日、本会議において、賛成多数をもって可決され、成立した。

なお、平成会、民主党・新緑風会、新社会党・平和連合の3会派は委員会の質疑、採決のすべてを欠席した。また、一部を除く平成会、民主党・新緑風会、自由の会、新社会党・平和連合、太陽は本会議採決を欠席した。

【法律案等の成立件数等】

今国会、内閣から提出された法律案は20件であり、いずれも成立した。また、参議院において継続していた3件、衆議院において継続していた2件のうち1件が成立し、在外邦人に選挙権行使の機会を保障することを目的とする公職選挙法改正案が衆議院で前国会に続き継続審査となった。

参議院議員提出法律案は6件であり、うち国会法改正案の1件が成立し、非営利法人特例法案等の3件及び前国会から継続していた1件が参議院において継続審査となった。衆議院議員提出法律案は22件であり、うち3件が成立し、2件が衆議院において継続審査となった。また、参議院において前国会から継続していた市民活動促進法案、スポーツ振興投票実施等法案、議院証言法改正案等の5件が継続審査となった。

内閣から提出された承認案件は1件であり、成立した。

なお、予算及び条約は提出されなかった。

【国政調査等】

泉井純一泉井石油商会代表の証人喚問は、11月28日、衆議院予算委員会において行われ、同証人は複数の自由民主党国會議員に資金提供を行ったことを証言した。自由民主党以外の国會議員への献金は思い出せない旨述べた。

11月27日、参議院予算委員会は、金融証券問題について、行平次雄山一證券前会長、山本惠朗富士銀行頭取、松下康雄日本銀行総裁及び水原敏博証券取引等監視委員会委員長を参考人招致し、山一證券の経営破綻に至った経緯、多額の簿外債務発生の原因、それを知った時点、いわゆる「飛ばし」等の実態をただした。行平前会長は社長当時の平成3年に簿外債務発生について報告を受け、了承していたことを認めるとともに、「飛ばし」行為についての関与も認めた。さらに、山本富士銀行頭取は山一證券の簿外債務の存在について公表前に知らされていたことを認めた。松下日銀総裁は日銀特融の実施について、慎重に考え特融の回収にできる限り努力する旨答えた。水原委員長は誠心誠意検査をしたが、今回の「飛ばし」の事件を発見できなかったことを残念に思うと述べた。

また、12月1日、衆参両院の予算委員会は、金融証券問題について集中審議を行った。相次ぐ金融機関の破綻問題について、政府の金融政策の失敗、三塚大蔵大臣の政治責任、山一證券の簿外債務等の実態を発見できなかった大蔵省の行政責任、経営者の責任の明確化、預金者保護及び金融システム安定のため

の公的資金投入策等について論議が交わされた。橋本総理は預金者、投資家の保護のために金融システムの安定性の確保に全力を挙げなければならないと答えた。

【国会法改正案等の成立】

今国会において、国会法改正案、国会法等改正案及び参議院規則改正案が成立した。

平成8年12月、斎藤議長の諮問機関である参議院制度改革検討会から委員会審査及び調査の充実外4件について報告がなされ、そのうち委員会再編の問題について各会派代表者懇談会のもとに設けられた作業小委員会において検討が進められ、同9年6月に答申がなされた。また、同9年6月、行財政機構及び行政監察に関する調査会から行政監視等のための機関の設置についての提案を含む中間報告がなされた。

国会法改正案は、この両報告を踏まえ、協議の結果、成案を得、提出されたものである。本法案は、参議院の常任委員会を基本政策別に再編するとともに、オンブズマン的機能を備えた行政監視委員会を設置すること等を内容とするものであり、12月5日、参議院議院運営委員会の審査を省略し、本会議において、賛成多数で可決、衆議院に送付され、11日、衆議院議院運営委員会及び本会議においてそれぞれ賛成多数で可決され、成立した。

衆議院提出の国会法等改正案は、衆議院の常任委員会として、決算委員会を改組して新たに決算行政監視委員会を設置するとともに、各議院又は各議院の委員会の内閣等に対する報告又は記録の提出要求の制度について所要の規定の整備を図る等を内容とするものであり、11日、衆議院本会議で可決、参議院に送付され、12日、参議院議院運営委員会及び本会議において、会計検査院に対して特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができるものに、参議院の調査会を加えること等修正議決された。同日、衆議院に回付され、衆議院本会議で参議院の修正に同意するに決し、成立した。

参議院規則改正案は、国会法の改正に伴う所要の規定の整備を行うとともに、本会議表決における押しボタン式投票方式を実施するための所要の規定の整備を行う等を内容とするものであり、12日、参議院議院運営委員会の審査を省略し、同日の本会議において、賛成多数で可決され、成立した。